

香取市告示第 88 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 10 項の規定により、平成 30 年 4 月 1 日香取市告示第 57 号により告示した地縁による団体の告示事項を次のとおり変更する。

令和 8 年 4 月 17 日

香取市長 伊藤 友 則



1 変更があった団体名 堀之内表郷町内会

2 変更があった事項及びその内容

区 分	変更の前後別	内 容	
代表者の氏名 及び住所	前	高木 善郎	香取市堀之内 1 6 7 6 番地
	後	高木 秀治	香取市堀之内 1 6 7 8 番地

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日